

神奈川県網膜色素変性症協会 会計細則

(趣旨)

第1条 この細則は、神奈川県網膜色素変性症協会会則(以下、「会則」という。)第31条の規定に基づき、本会の活動費の支給手続き等に関する必要な事項を定めるものとする。

(支給対象事業)

第2条 活動費の支給対象事業は、次の事業とする。

- (1) 会則第4条に定める事業
- (2) 総会で議決された事業計画及び予算に基づく事業
- (3) その他、役員会が必要と決定した事業

(支給対象事業の活動内容)

第3条 前条で定める事業の活動内容は次のとおりとする。

- (1) 本会運営
イベント打合せ(下見、準備、開催等を含む)、行政機関との打合せ、本部関係会議、役員会議、会報発送作業及び関係団体との打合せ等
- (2) 啓発広報
講演会、勉強会等の講師派遣活動及び医療機関、福祉施設等への啓発活動
- (3) 資料作成
会議、講演会、講習会及びイベント開催等の資料作成活動
- (4) 説明会等への出席
本会の代表として説明会及び講演会等(制度及び施策等に関する行政主催の説明会並びに治療法に関する医療講演会等)への出席

(活動費の支給対象経費及び支給額)

第4条 活動費の支給対象経費及び支給額は次のとおりとする。

- (1) 交通費
実費を支給する。ただし、次の場合は以下に定めるとおりとする。
ア 一般会員が交通費実費で参加するイベントと同日に開催する役員会議並びに総会及び会報発送作業に係る交通費は支給しない。
イ 本部又は他の団体等が交通費を負担するときは、支給しない。
ウ 各種打合せに係る交通費は一事業に対し2回を限度に支給する。ただし、特別の事情があり役員会で認めたときは、この限りではない。

- エ タクシーについては、特別の事情があり役員会で認めるときに限り、実費を支給する。
- オ 障害者割引の適用を受けたときはその額とする。

(2) 宿泊費

実費を支給する。ただし、一泊につき 9,000 円を限度とする。

(3) その他諸経費

事務用品などの消耗品、備品等の諸経費は実費を支給する。

ただし、次の場合は以下に定めるとおりとする。

- ア 電話、ファクシミリ及びメール等の連絡費は支給しない。
- イ 資料作成に使用する個人所有の機器に対する機器損耗費は支給しない。
- ウ 資料作成に伴う労働対価的なものは、原稿作成費、原稿料などの名目及び金額の多寡にかかわらず報酬とみなし支給しない。

(活動費の支給対象者)

第5条 活動費の支給対象者は、本会の役員及び会員とする。

(活動費の請求手続き)

第6条 活動費の請求手続き(立替払いの精算手続き)は次のとおりとする。

(1) 領収書が発行される場合

相手先発行の領収書を添付し会計に請求する。

(2) 領収書が発行されない(交通費や自動販売機等)場合

本会所定の支出証明書に年月日、金額、氏名及び支出明細を記入の上、会計に請求する。

(細則の改正)

第7条 この細則は、本会の総会の議決を経て改正することができる。

(委任規定)

第8条 この細則に定めるもののほか、活動費の支給等に関する必要な事項は、会長が役員会に諮って定める。

附 則

この細則は、平成19年9月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年6月18日から施行する。■